

### 水戸地裁での判決要旨(2009/12/18)

#### 【主文】

被告人を死刑に処する。

#### 【第1の犯行に至るまでの経緯】

金川被告は公立の小、中学校を卒業後、私立高校に進学したが、高校時代に友人に対し「死にたい」「生きていてもしょうがない」などもらすなど、人生に生き甲斐を感じないので自殺したいとの思いを強く抱くようになった。高校は卒業したものの、進学も就職もせず、自宅に引きこもりテレビゲームにふける生活を送るようになった。

人から称賛される仕事をしたいと考えたが、自分にそのような能力がないことは自覚していた。テレビゲームの主人公が才能にあふれていることにあこがれてファンタジーの世界に魅力を感じたが、実際の自分には才能がないと感じており、実際にはファンタジーの世界が存在しないことも十分理解していた。

金川被告は平成20年1月ごろ、つまらない毎日と決別するために具体的に自殺を考えたが、痛い思いをするだけで確実に死ぬことができるかどうか分からないなどとして自殺をあきらめた。それほど苦しまずに確実に死ぬ手段として死刑になろうと考え、そのためにできるだけ多くの人を殺害することにした。

金川被告は20年1月上旬ごろから、約2カ月かけて犯罪計画を練った。態度が気に入らなかった同居の妹、自分が通っていた小、中学校や高校の生徒と教師、ネットオークションでトラブルとなった相手を殺害対象として想定し、これらの者を殺害した後は、資金がある限り各地を転々として、行く先々で人を殺すというものであった。

この計画に沿って、凶器とする文化包丁、サバイバルナイフを購入して、その切れ味を確かめたり、逃走や潜伏生活のために変装用のスーツなどを買そろえたりし、逃走や潜伏の資金として預金残高のほぼ全額である40万円を引き出して、犯行の準備を整え、同年3月18日に犯行を決行することにした。

ところが、金川被告が同日の朝起床すると、同居の妹はすでに外出していたので、犯行の決行を1日延期したが、翌19日の朝も妹はすでに外出していた。そこで、凶器の包丁や変装用具を入れたリュックサックを背負い、サバイバルナイフも持って母校の小学校に向かった。しかし、小学校に着いてみると、その日は終業式で校門付近には数人の大人がいたことから、小学校で犯行に及ぶとすぐに捕まってしまうと考え、学校での殺害計画を変更することにした。

金川被告は、せっかく計画を実行し始めたので何とかしてその日のうちに人を殺したい、もともと殺す相手は誰でも良かったのだから簡単に捕まらないように気をつけながらとりあえず人を殺そうなどと考え、民家を訪れ

て自転車がパンクしたから空気入れを貸してほしいなどと言って民家を訪ねたが、留守だったためその近所の三浦芳一さん方のインターホンを押した。

応対した三浦さんに対し、「自転車のタイヤがパンクした。空気入れがあったら貸してくれませんか」とうそをついて空気入れを借り、自転車に空気を入れるふりをして返したが、同人がこれを物置に戻すために金川被告に背を向けたところ、第1の犯行に及んだ。

### 【第2の犯行に至るまでの経緯】

金川被告は第1の犯行後、三浦さん方前の路上に自転車を残したまま逃走したが、着衣に返り血が付いたことに気づき、自宅に戻って着替えをした。そして、電車で秋葉原に向かい、理髪店で丸刈りにして髪形を変え、電気店のトイレでスーツに着替えた後、ホテルに偽名で宿泊した。

同月21日までホテルに連泊し、ゲームをするなどして過ごしたが、同日夕方になると次の犯行を考え始め、土地勘のあるJR常磐線ひたち野うしく駅から荒川沖駅まで歩いて通行人を狙って殺害するという計画を立てた。そして同月22日、実際にひたち野うしく駅から荒川沖駅まで歩いたが、殺害できそうな通行人がいなかったため、計画を断念した。

金川被告は、また秋葉原に戻って別のホテルに宿泊したが、申し込みの際、うっかり本名を書き始めてしまった。すでに指名手配されていたことから、通報されて逮捕されてしまうと1人しか殺していないので、死刑にならないと焦りを募らせた。そして、荒川沖駅であれば乗降客が多いので、一度に多数の人を殺害できると考えて、両手に文化包丁とサバイバルナイフを持ち、駅の通路を走りながら通行人の首を次々と刺し、近くの玩具店でさらに客らを殺害する計画を立てた。

同月23日午前9時40分ごろ、サバイバルナイフと文化包丁を隠し持ってホテルを出て、電車に乗って荒川沖駅に向かった。そして、荒川沖駅に到着すると改札口を出て、自由通路の西側階段付近で、人目につかないように滑り止めのゴム手袋を両手にはめ、右手にサバイバルナイフ、左手に文化包丁を持ち、自由通路などを走りながら次々と通行人を襲い、第2の犯行に及んだ。

### 【量刑の理由】

本件はわが国の犯罪史上でもまれな凶悪重大事案である。被害者らは、第1の犯行においては、自転車のタイヤがパンクしたとあって訪ねてきた金川被告を応対しただけであるし、第2の犯行においては、たまたまJR荒川沖駅付近の通路にいたにすぎない。日常生活を送っている中で、突如としてその生命を奪われ、あるいは生命を奪われる危険にさらされたのである。まことに理不尽であり、社会に大きな衝撃を与えたのは当然である。このような無差別連続殺人は、殺人事件の中でも最も重く処罰されるべき1類型といわなければならない。

金川被告は、本件各犯行の約2カ月前から無差別に大勢の人を殺すことを計画し、凶器を購入するなどして準備している。本件各犯行は計画的なものである。

第1事件で殺害された三浦芳一さんは、退職後、平穏な生活を送っており、その優しい人柄は被告人に空気入れを貸そうとしたことにも表れている。その優しさを踏みにじられ、必死に助けを求めながら絶命したのであっ

て、その際の恐怖、苦痛はいかばかりであったかと察せられる。

第2事件で殺害された山上高広さんは、仕事に打ち込んで充実した毎日を送っていた。そのまじめな仕事ぶりは高く評価されており、多くの友人に慕われる性格であった。それにもかかわらず、27歳の若さで突然その生命・生来を奪われた無念さは計り知れない。

遺族がそろって被告人の極刑を望むなど、その処罰感情が峻烈を極めているのは当然である。

第2事件で負傷した被害者らは、いずれも頸部という体の枢要部を狙われ、深い傷を負ったのであって、その肉体的苦痛や、突然襲われた恐怖感には大きなものがある。被害者らが被告人の嚴重処罰を求めているのは当然である。自らの死刑願望を達成するため他人の生命を奪うというその発想は身勝手極まりないものである。

金川被告の刑事責任は誠に重大であって、罪刑の均衡、同種事犯の抑止の観点からすると、死刑の選択はやむを得ないものといわざるを得ない。金川被告の生育歴、家庭環境および本件犯行に至るまでの経緯をみても、同情に値するようなものは見いだせない。

本件各犯行は、単純に死刑になりたいがために行ったものであって、その点に大きな特殊性がある。そして、遺族感情、被害者感情は非常に厳しいものの、金川被告の希望どおりの判決となることに複雑な心情もあるようである。しかしながら、死刑になるために他人の生命を奪うという動機は身勝手極まりなく、強い非難に値するのである。本件の動機は刑を加重する要因であって、刑を軽減する事情となりうるものではない。

弁護人は、金川被告は若年で犯罪歴もなく、犯罪傾向・反社会的傾向は顕著ではない上、死刑願望の背後にある思想は根深いものではなく、死刑願望が消滅する可能性があるなどと主張している。しかし、被害者に対する謝罪の言葉はないばかりか、拘留中に問題行動を起こしたり、法廷で机を倒して制裁裁判を受けたりするなど、反省の態度は全くない。父親が本を差し入れているが、そもそも文字面しか読めない金川被告に、読書により内省を促しても効果はないように感じられる。

金川被告の父親が一部の被害者に対して総額1千万円を支払っていること、金川被告に犯罪歴がないことなどの事情もあるが、いずれも死刑を回避すべき事情となるものではない。刑事責任は誠に重大であり、死刑を回避すべき事情も見いだせないのであるから、罪刑の均衡、同種事犯の抑止の観点から死刑を選択することはやむを得ないものといわなければならない。